

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

(諮問第3174号)

<目次>

1	諮問書	1
2	改正概要	2
3	改正案	13
(参考)		
	・ 電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令案	24
	・ 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」改定案	25

(公印・契印省略)

諮問第3174号
令和5年11月22日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 鈴木 淳司

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第4項第1号ホ及び第2号並びに第13項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に係る省令委任事項並びに法第34条第3項第1号ホ及び第2号の規定による第二種指定電気通信設備との接続に係る省令委任事項を定めるため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部を改正することとしたい。

については、法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

(指定電気通信設備に係る「ビル&キープ方式」の選択可能化)

令和5年11月22日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

- 接続制度については、電気通信事業における競争基盤として、これまで「接続料の算定等に関する研究会」(座長:辻 正次 神戸国際大学学長・教授。以下「研究会」という。)において、各種課題の議論・検証を進めてきた。
- 今般、研究会においては、固定電話網のIP網への移行等により想定される環境変化等を踏まえ、電話等の音声サービスに係る接続料における「ビル&キープ方式」(接続する電気通信事業者間で接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式)等について検討を行い、研究会第七次報告書(令和5年9月6日(水)公表)において、その部分的な導入を図るための方策として、接続当事者間の合意に基づきビル&キープ方式を選択可能とすることが適当との結論を得たところ。
- これを踏まえ、第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備(以下「指定電気通信設備」という。)に関して、接続当事者間の合意に基づきビル&キープ方式を選択可能とするため、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)関係省令等の一部改正案を作成した。

主な改正事項

(0) 第一種指定電気通信設備の接続約款の認可基準の整備	4
・ 電気通信事業法関係審査基準(平成13年総務省訓令第75号)の一部改正(諮問対象外)	
(1) ビル&キープ方式に関する接続約款上の措置に関する規定の整備	5
・ 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)の一部改正	
(2) ビル&キープ方式に対応するための接続料の算定方法等の整備	7
・ 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「一種接続料規則」という。)の一部改正	
・ 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。)の一部改正	
・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号。以下「一種接続会計規則」という。)の一部改正	
(3) その他	9
・ 附則	
・ 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(平成24年7月策定)の一部改定	

- 電話等の音声サービスに係る接続(音声接続)においては、接続する電気通信事業者同士が相互に支払い合う形態が典型的であるところ、固定電話網のIP網への移行等を踏まえ、音声接続における「ビル&キープ方式」の導入も含め、着信事業者の設定する音声接続料に関して検討を行ったもの。
- ビル&キープ方式の導入には、自網コストの効率化、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等のメリットがあるという意見があった一方、小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等のデメリットを指摘する意見もあったところ、ビル&キープ方式を原則化することについては、丁寧な議論が必要であり、固定電話網のIP網への移行後における市場の在り方を踏まえつつ、様々な論点について議論を進めていくことが適当とされた。
- その上で、まずはビル&キープ方式の部分的な導入を図る方策として、指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が(その交渉上の優位性を背景とした合意の強要が生じないための措置を講じつつ、)他の電気通信事業者との合意に基づきビル&キープ方式を選択できるようにするための制度整備を進めることが適当とされた。

【接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書】(抜粋)

第3章 着信事業者が設定する音声接続料の在り方 3. 考え方 ③ 指定設備設置事業者の選択可能化

(…) まず、一部の事業者の指摘する「ビル&キープ方式を選択しない事業者も含めた問題」については、その根本は、指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景とした圧力等により、他事業者がビル&キープ方式を選択せざるを得ない状況になるという懸念にあると考えられる。

この点、指定設備設置事業者の持つ交渉上の優位性に鑑みれば、無限定に選択可能とした場合、そのような事態が生じるおそれは否定できないことから、選択可能とした場合には、指定設備制度の下で何らかの制度的措置を講じる必要がある。具体的には、関係事業者及び総務省の提案を踏まえれば、次のような制度的措置をとることにより、問題の発生を事前に抑止することが可能であると考えられる。

- ・ ビル&キープ方式に合意する条件(合意の対象とする接続の形態等)を接続約款に具体的に定めること。
- ・ 一の事業者との間でビル&キープ方式を選択した場合、求められれば他の事業者にも同様の条件でビル&キープ方式に基づく接続に応じることについて、接続約款に定めること。(従来の接続料精算を継続し、又は従来の接続料精算を再開することを希望する事業者に対し、これを拒まないことを含む。なお、選択可能とするのみである以上、従来の接続料精算に用いる接続料については、引き続き、法令等に基づいてコストベースの接続料を算定し、接続約款に定めるべきことについては、当然である。)
- ・ 当該指定設備設置事業者のビル&キープ方式に係る合意の状況及びビル&キープ方式に係る協議において不当な差別的取扱いを行っていないか等について、報告を求めるなどにより総務省が確認するための措置をとること。

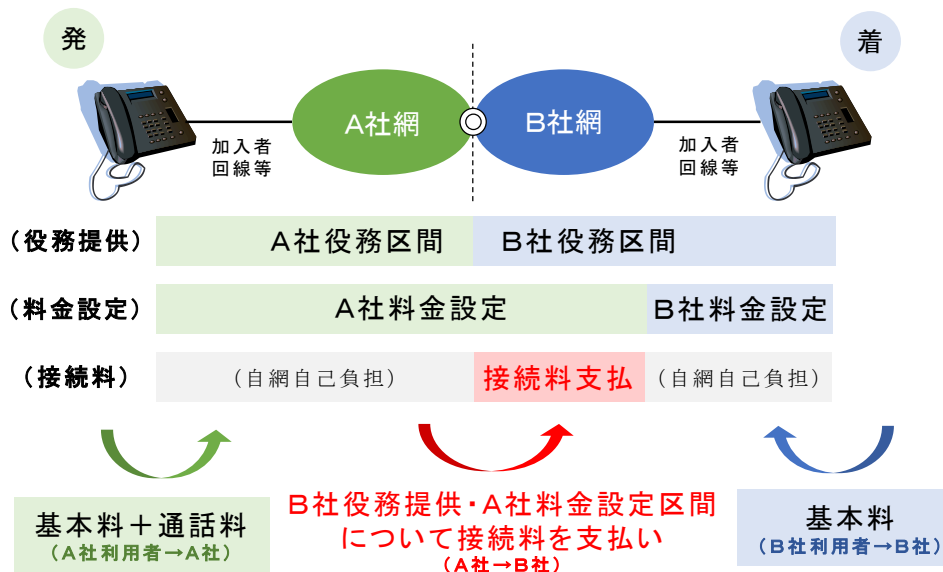
以上を踏まえれば、まずはビル&キープ方式の部分的な導入を図る方策として、指定設備設置事業者が接続する二者間の合意に基づきビル&キープ方式を選択可能とすることが適当である。総務省においては、本研究会における議論を踏まえ、指定設備制度において、指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景としたビル&キープ方式の強要が生じないための措置を講じつつ、ビル&キープ方式を選択可能とするための具体的な制度整備を進めることが適当である。

また、制度整備以降の音声における利用者料金及び卸料金の動向については、総務省において注視していくことが必要である。

ビル&キープ方式

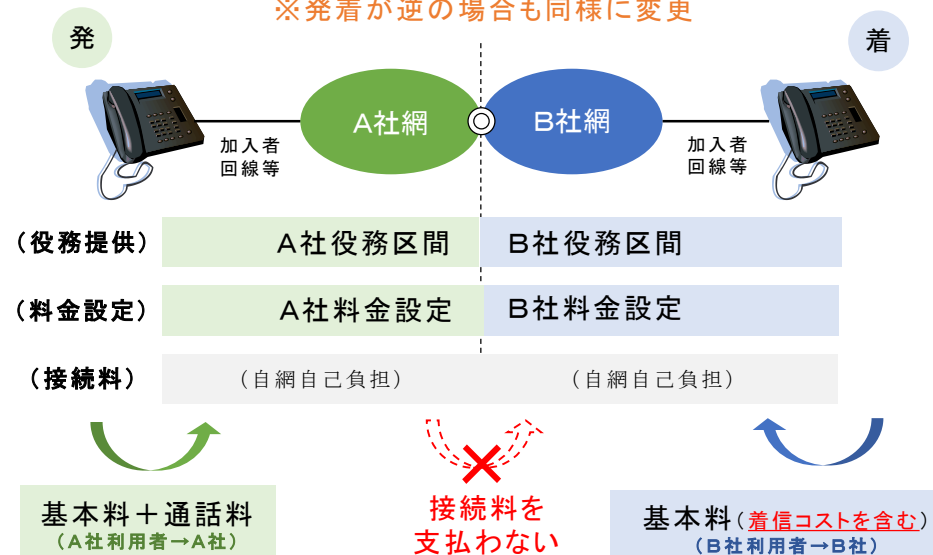
- 音声接続におけるビル&キープ方式は、発信側の電気通信事業者(以下「発信側事業者」という。)が着信側の電気通信事業者(以下「着信側事業者」という。)に支払う接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式。
- 選択可能化にあたっては、これを料金設定の在り方(複数の電気通信事業者の電気通信設備の相互接続により電気通信役務を提供する場合に、利用者料金を定めて利用者に示す電気通信事業者の別。いわゆる「料金設定権」の所在。)として、接続当事者間で次の2点に相互に合意するものと位置付けることとする。
 - ・ 発信側事業者の役務提供区間(発信側役務区間)に関する料金を発信側事業者が設定し、着信側事業者の役務提供区間(着信側役務区間)に関する料金を着信側事業者が設定すること。
 - ・ 発信側事業者は発信側事業者の加入者に、着信側事業者は着信側事業者の加入者に利用者料金を設定(コストを回収)すること。ただし、着信側事業者が設定する料金については、基本料(回線単位料金)として設定すること。(料金体系上、「基本料」という名称の料金を定めなければビル&キープ方式を採用できないという趣旨ではない。)

現行方式(通常の事業者間精算方式)



ビル&キープ方式

※発着が逆の場合も同様に変更



- 電気通信事業法関係審査基準においては、第一種指定電気通信設備の接続約款の変更認可申請等に係る審査基準が定められているところ、ビル&キープ方式に係る料金設定の在り方(電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別)が定められた接続約款変更認可申請があった場合、これを認可できることを明定する。

訓令改正案 【電気通信事業法関係審査基準】

第9章 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続約款又は接続協定の認可・変更の認可

(趣旨)

第14条 法第33条第2項の規定による第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続約款又は法第33条第10項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(審査基準)

第15条 認可は次の各号(協定の認可を行うに当たっては、(1)ア及びイを除く。)のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

(1) 法第33条第4項第1号関係

次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。ただし、エについては、他の電気通信事業者との間で施行規則第23条の4第2項第10号の4に規定する合意に係るものを定める場合又は特段の事情が認められる場合を除き、電気通信役務に関する料金を負担する利用者が当該料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該料金を定める電気通信事業者として定められていること。

ア 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件

イ 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条で定める機能ごとの接続料

ウ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項

エ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

オ 施行規則第23条の4第2項で定める事項

(2)~(4) (略)

規定の趣旨

- ・ 第一種指定電気通信設備の接続約款の変更認可申請については、電気通信事業法関係審査基準等に基づいて総務省において審査した上で、審議会(情報通信行政・郵政行政審議会)に諮問する。
- ・ 審査基準においては、法第33条第4項各号に適合しているかどうかについて、関係省令の規定に適合していることのほか、料金設定の在り方(電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別)について、「特段の事情が認められる場合を除き、電気通信役務に関する料金を負担する利用者が当該料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該料金を定める電気通信事業者として定められること」について審査することとされている。
- ・ これは、料金設定の在り方については事業者間協議により定めることが基本とされているところ、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」(令和3年9月1日情報通信審議会答申)を踏まえ、加入電話発・携帯電話着の通話の料金設定について、着信事業者には認めないこととする等のために定められているものである。
- ・ 今般、ビル&キープ方式を料金設定の在り方として実現するに当たって、当該規定において、ビル&キープ方式に係る料金設定の在り方が接続約款に定められている場合でも、これを認可できることを明定する。

- 指定電気通信設備設置事業者の交渉上の優位性を背景とした他の電気通信事業者に対するビル&キープ方式の強要が生じないための措置として、ビル&キープ方式を採用するときの合意の基準を接続約款に定めなければならないこととし、指定電気通信設備設置事業者は、当該基準に従ってビル&キープ方式に係る合意を行うこととする。
- 当該基準について、具体性・公平性等の観点から、満たすべき要件を規定する。

省令改正案【施行規則】

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第23条の4 (略)

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十の三 (略)

十の四 音声伝送役務に係る第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式(着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。)を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの

イ～ト (後述)

十一・十二 (略)

(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)

第23条の9の5 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十二 (略)

十二の二 音声伝送役務に係る第二種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式(着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。)を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの

イ～ト (略)

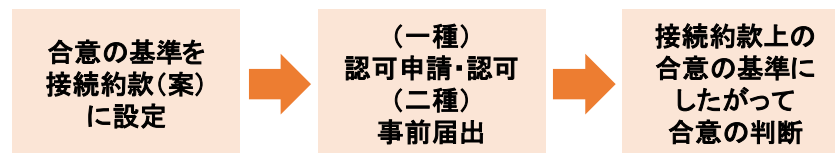
十三・十四 (略)

2 (略)

規定の趣旨

- ・ 指定電気通信設備の接続約款には、指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項(法第33条第4項第1号ホ及び第34条第3項第1号ホ)を定めなければならないとされている。
- ・ 今般、指定電気通信設備に関して、接続当事者間の合意に基づきビル&キープ方式の選択を可能とするに当たり、指定電気通信設備設置事業者の交渉上の優位性を背景とした他の電気通信事業者に対するビル&キープ方式の強要が生じないよう措置するため、指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして、ビル&キープ方式を採用するときの合意の基準を接続約款に定めなければならないこととする。
- ・ また、定めるビル&キープ方式に係る合意の基準については、具体的かつ公平であること等が必要であり、そうした観点から、当該基準が満たすべき要件を規定する(後述)。

(指定電気通信設備設置事業者のビル&キープ方式の導入手順)



※ なお、指定電気通信設備設置事業者において、いずれの電気通信事業者ともビル&キープ方式を採用する考えがない場合においては、本基準を定める必要はない。

省令改正案【施行規則】

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第23条の4 (略)

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十の三 (略)

十の四 音声伝送役務に係る第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式(着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。)を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの

イ 合意の対象とする接続の形態(当該接続に係る通信の発信、着信及びその他の経由の分担並びに電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を含む。)を具体的に定めるものであること。

ロ 第一種指定電気通信設備に着信する通信に係る接続の形態とその対応する第一種指定電気通信設備から発信する通信に係る接続の形態の双方について合わせて合意するものであること。

ハ 合意を適用する期間について条件を定めるときは、当該条件を具体的に定めるものであること。

ニ 第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続に係る通信量その他の数量を合意の条件とするとときは、その数量の範囲を具体的に定めるものであること。

ホ 他事業者から合意に関する申入れがあつた場合において、当該基準に照らして合意をすることができる^{と認められるときは、合意を拒まない旨及び当該基準に照らして合意をすることができる^{と認められないときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が合意に関する申入れを行うことはない旨を定めるものであること。}}

ヘ 合意に係る電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用を対象とするものでないこと。

ト 合意の対象とする接続において第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の支払額が当該他事業者の接続料の支払額を超過していることを条件とすること、合意をしようとする他事業者の提供する電気通信役務の利用者数を条件とすることその他の不当な差別的取扱いをするものではないこと。

十一・十二 (略)

(※)第23条の9の5(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)においても同様に規定。

規定の趣旨

- ・ビル&キープ方式に係る合意の基準の満たすべき要件について、次のとおり規定する。

(基準の具体性に関する事項)

イ:接続約款に定められた接続形態のうち、どの接続形態が対象となるか具体的に定めること。

※ 対象となる接続形態が客観的に明らかになるような形で規定されれば良く、全て機械的に列挙する必要があるものではない。

ロ:対称な接続形態の双方について合わせて合意するものであること。

※ 例えば、「A社発・B社着の一般呼」と「B社発・A社着の一般呼」を合わせて合意するものであり、「A社発・B社着の一般呼」のみを単独でビル&キープ方式とすることはできない。

ハ:合意の適用期間(最低継続期間、最長有効期間等)を定める場合は、その期間を具体的に定めること。

ニ:トラヒック等、接続に係る数量に係る条件を定める場合は、数量の範囲を具体的に定めること。

※ 「発着のトラヒックが同等」「トラヒックの差が僅少」といった条件は認められない。

(基準の公平性に関する事項)

ホ:他事業者からビル&キープ方式に係る合意の申入れがあつた場合に、当該基準に照らして合意できる場合は合意を拒まないこと。また、当該基準に照らして合意できると認められない場合に、他事業者に申入れを行わないこと。

ヘ:電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用(網改造料等)を対象とするものではないこと。

ト:不当な差別的取扱いをするものではないこと。例えば、

- ・接続料収支において、指定電気通信設備設置事業者の接続料支出が接続料収入を超過していることを条件とするものでないこと。
- ・電気通信役務の利用者数を条件とするものでないこと。

- ビル&キープ方式の部分的な導入により、指定電気通信設備の接続料の算定に影響が及ぶことは適当ではない。
- 従前と同様の接続料の算定を維持するため、接続料の算定における通信量等について、ビル&キープ方式を採用する電気通信事業者の設備との間の通信量等も含むこととする。

省令改正案【一種接続料規則】

(接続料設定の原則)

第14条 接続料は、一般法定機能ごとに、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

2 前項の接続料に係る収入は、当該接続料を算定する一般法定機能ごとの通信量等(当該一般法定機能に対応した設備等に関し、他の電気通信事業者との間で事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の四第二項第十号の四に規定する方式を採用するときは、第一種指定電気通信設備と当該他の電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等を含む。以下この項において同じ。)の直近の実績値に当該接続料を乗じて得た額とする。ただし、第八条第二項ただし書又は第十条の規定に基づき接続料の原価を算定した場合は、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

3 (略)

省令改正案【二種接続料規則】

(接続料設定の原則)

第11条 接続料は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

2 前項の需要は、当該需要を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める値とする。ただし、当該接続料に対応する設備等に関し、他の電気通信事業者との間で事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第一項第十二号の二に規定する方式を採用するときは、第二種指定電気通信設備と当該他の電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等を含む。

一 実績原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値

二 将来原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の合理的な将来の予測値

3・4 (略)

規定の趣旨

- ・ 第一種指定電気通信設備の接続料については、当該接続料に係る収入が、当該接続料の原価・利潤に一致するように定めることが原則とされている。

$$\text{接続料} \times \text{通信量等} = \text{接続料原価・利潤}$$

- ・ 収入については、当該接続料に係る通信量等(通信量、回線数等。将来原価方式の場合はその予測値。)に当該接続料の料額を乗じて算定することとされているところ。
- ・ 当該通信量等において、ビル&キープ方式を採用する電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等が含まれないこととなると、第一種指定電気通信設備設置事業者との間でビル&キープ方式を採用する電気通信事業者が拡大した場合、通信量等が減少することにより、接続料の原価・利潤に一致すべき収入が減少し、結果として接続料が上昇することになるから、合理的ではない。
- ・ よって、当該通信量等について、ビル&キープ方式を採用する電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等も含むこととし、従前と同様の接続料の算定を維持する。
- ・ 第二種指定電気通信設備の接続料についても同様に、その算定に用いる需要にビル&キープ方式を採用する電気通信事業者等との間の通信量等も含むこととする。

- 第一種指定電気通信設備接続会計における内部相互補助のモニタリング機能を維持するため、第一種指定電気通信設備設置事業者がビル&キープ方式を採用し、第一種指定電気通信設備の接続料の一部を取得しなかった場合においても、ビル&キープ方式を採用しなかった場合に取得すべき接続料の同額を振替網使用料として整理することとする。

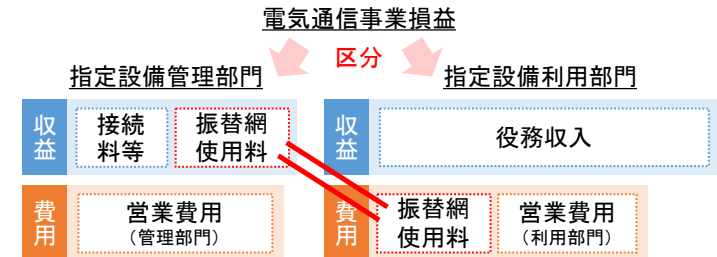
省令改正案【一種接続会計規則】

(会計単位の区分)

- 第五条** 事業者は、電気通信事業に関連する資産並びに費用及び収益を、第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門とに適正に区分して整理しなければならない。
- 2 前項の場合において、第一種指定電気通信設備の利用に関する第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門との取引は、法第三十三条第九項に規定する認可接続約款等に記載された当該取引に適用することが相当と認められる接続料(事業者が他の電気通信事業者との間で電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第二十三条の四第二項第十号の四に規定する方式を採用するときは、事業者が当該他の電気通信事業者との間で当該方式を採用しなかったときに事業者が取得すべき金額)の振替によって整理しなければならない。ただし、当該接続料が認可接続約款等に定められていないときは、接続料規則の規定を準用して算定した金額の振替によって整理しなければならない。

規定の趣旨

- ・ 第一種指定電気通信設備接続会計では、第一種指定電気通信設備設置事業者の資産・費用・収益を指定設備管理部門と指定設備利用部門に区分して整理し、指定設備管理部門と指定設備利用部門の間で、第一種指定電気通信設備の利用に関して他事業者と同一の条件の社内(振替)取引を擬制している。
- ・ これにより、接続料の算定のための原価測定機能を有するとともに、両部門の損益状況を明らかにすることにより、内部相互補助のモニタリング機能を有するもの。



- ・ ビル&キープ方式の採用は、接続料の原価測定機能に影響を及ぼすことはない一方、採用することにより、第一種指定電気通信設備の接続料の一部を取得しなかった場合、その分の管理部門の収益が減少することとなり、内部相互補助のモニタリング機能が損なわれる。
- ・ これを防ぐため、ビル&キープ方式を採用した場合でも、ビル&キープ方式を採用しなかった場合に取得すべき接続料の同額を、指定設備利用部門からの振替網使用料として整理することとする。

① 附則

- 公布の日から施行することとする。

② 協議円滑化ガイドラインの一部改正(諮問対象外)

- 接続に関する事業者間協議のプロセス及び協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するガイドラインである「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」において、接続当事者間の合意がある場合にはビル＆キープ方式を採用することが可能であること等を明記する。

※ 本ガイドラインは事業者間協議に新たな規制を導入することを意図するものではない。

ガイドライン改定案【事業者間協議の円滑化に関するガイドライン】

2 事業者間協議のプロセス

(1) (略)

(2) 事業者間協議のプロセスに係る留意点

①・② (略)

③ 協議の内容

事業者間協議に当たっては、まずは接続料の水準及び具体的な接続条件を提示することとなる。

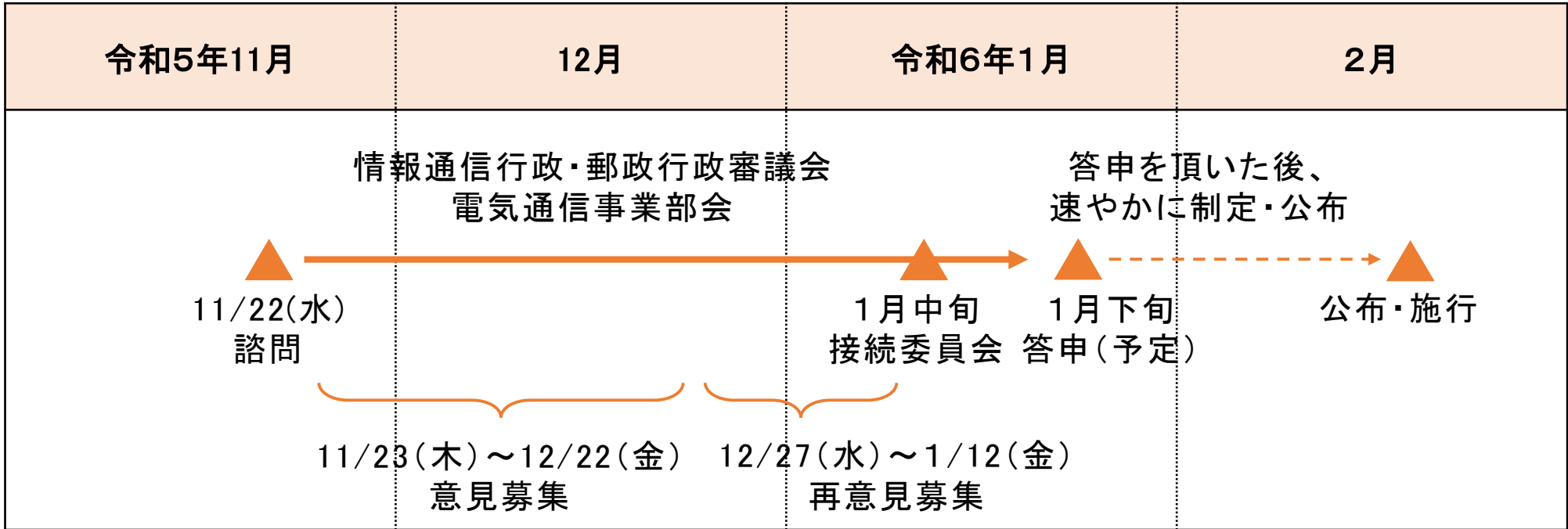
その際、接続料の水準が争点となった場合には、算定に当たっての考え方、算定方法や算定根拠について協議を実施すること等が考えられる。

特に、音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、「3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示」に示した考え方に従い、算定根拠に係る情報開示を相手方に対し行うことが望ましい。

なお、音声接続における「ビル＆キープ方式」は、発信側事業者が着信側事業者に支払う接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式であり、事業者間の合意がある場合は、当該精算方式を採用することも可能である。指定設備設置事業者における本方式の採用については、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)において、次の2点について事業者間で双務的に合意されるものと位置付けられており、非指定事業者同士の接続協定においては、これに依らない形でビル＆キープ方式を位置付けることも可能であるが、事業者間協議の簡素化等の観点から、この位置付けを参考とすることが望ましい。

・ 発信側事業者が電気通信役務を提供する区間の料金設定権は発信側事業者が有し、着信側事業者が電気通信役務を提供する区間の料金設定権は着信側事業者が有すること。

・ 発信側事業者は発信側事業者の利用者に、着信側事業者は着信側事業者の利用者に利用者料金を請求すること。なお、着信側事業者が着信側事業者の利用者に請求する利用者料金については基本料(回線単位料金)として請求すること。(料金体系上、「基本料」という名称の料金を定めなければビル＆キープ方式を採用できないという趣旨ではない。)



(参考)接続料の算定等に関する研究会における議論の経過

- ・ 第66回会合(令和4年12月21日(水)) 論点提示
- ・ 第67回会合(令和5年1月24日(火)) 指定電気通信設備設置事業者(NTT東日本・西日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)からヒアリング
- ・ 第69回会合(令和5年3月7日(火)) 非指定事業者等(9社2団体)からヒアリング
- ・ 第71回会合(令和5年4月18日(火)) 論点整理①
- ・ 第73回会合(令和5年5月30日(火)) 論点整理②
- ・ 第75回会合(令和5年6月27日(火)) 検討の方向性(案)について、第七次報告書(案)について
(令和5年7月1日(土)～31日(月) 第七次報告書(案)に対する意見募集)
- ・ 第76回会合(令和5年8月29日(火)) 第七次報告書(案)に対する意見及びその考え方について
(令和5年9月6日(水) 第七次報告書公表)

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 鈴木 淳司

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

(第一号基礎的電気通信役務の範囲)
第十四条 法第七条第一号の総務省令で定める電話に係る電気通信役務は、次に掲げるもの（卸電気通信役務に該当するものを含む。）とする。

〔一〕二の二 略〕

三 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの

イ インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備（当該設備に係る回線の全ての区間が光信号伝送用であるもの（共同住宅等（一戸建て以外の建物をいう。以下同じ。）内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）に限る。以下同じ。）のみを用いて提供される電気通信役務（インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの（当該電気通信役務がその他の電気通信役務と併せて一の種類の電気通信役務として提供されている場合であつて、当該一の種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部分がインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備で提供されているときは、当該一の種類の電気通信役務に係るものを含む、それ以外のときは、その種類の電気通信役務に係るものを除く。以下「光電話役務」という。）であつて、次のいずれかに掲げるものに限る。）

(1) 基本料金（利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）をいう。以下このイ、次号イ、第二十三条の四第二項第十号の四及び第二十三条の九の五第一項第十二号の二において同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約（以下「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかで提供されるもの

〔イ〕・〔ロ〕 略〕

〔二〕・〔三〕 略〕

〔ロ〕 略〕

〔四〕 略〕

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 〔略〕

(第一号基礎的電気通信役務の範囲)
第十四条 〔同上〕

〔一〕二の二 同上〕

〔三〕 同上〕

〔イ 同上〕

(1) 基本料金（利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約（以下「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかで提供されるもの

〔イ〕・〔ロ〕 同上〕

〔二〕・〔三〕 同上〕

〔ロ〕 同上〕

〔四〕 同上〕

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 〔同上〕

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

「一〇の三 略」

十一の四 音声伝送役務に係る第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式（着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。）を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの。

イ 合意の対象とする接続の形態（当該接続に係る通信の発信、着信及びその他の經由の分担並びに電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を含む。）を具体的に定めるものであること。

ロ 第一種指定電気通信設備に着信する通信に係る接続の形態とその対応する第一種指定電気通信設備から発信する通信に係る接続の形態の双方について合わせて合意するものであること。

ハ 合意を適用する期間について条件を定めるときは、当該条件を具体的に定めるものであること。

ニ 第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続に係る通信量その他の数量を合意の条件とするときは、その数量の範囲を具体的に定めるものであること。

ホ 他事業者から合意に関する申入れがあつた場合において、当該基準に照らして合意をすることができると認められるときは、合意を拒まない旨及び当該基準に照らして合意をすることができると認められないときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が合意に関する申入れを行うことはない旨を定めるものであること。

ヘ 合意に係る電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用を対象とするものでないこと。

ト 合意の対象とする接続において第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の支払額が当該他事業者の接続料の支払額を超過していることを条件とすること、合意をしようとする他事業者の提供する電気通信役務の利用者数を条件とすることその他の不当な差別的取扱いをしないこと。

「十一・十二 略」

「3 略」

（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）

第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

「一〇十二 略」

十二の二 音声伝送役務に係る第二種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続

「2 同上」

「一〇の三 同上」

「新設」

十一の四 音声伝送役務に係る第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式（着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。）を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの。

イ 合意の対象とする接続の形態（当該接続に係る通信の発信、着信及びその他の經由の分担並びに電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を含む。）を具体的に定めるものであること。

ロ 第一種指定電気通信設備に着信する通信に係る接続の形態とその対応する第一種指定電気通信設備から発信する通信に係る接続の形態の双方について合わせて合意するものであること。

ハ 合意を適用する期間について条件を定めるときは、当該条件を具体的に定めるものであること。

ニ 第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続に係る通信量その他の数量を合意の条件とするときは、その数量の範囲を具体的に定めるものであること。

ホ 他事業者から合意に関する申入れがあつた場合において、当該基準に照らして合意をすることができると認められるときは、合意を拒まない旨及び当該基準に照らして合意をすることができると認められないときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が合意に関する申入れを行うことはない旨を定めるものであること。

ヘ 合意に係る電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用を対象とするものでないこと。

ト 合意の対象とする接続において第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の支払額が当該他事業者の接続料の支払額を超過していることを条件とすること、合意をしようとする他事業者の提供する電気通信役務の利用者数を条件とすることその他の不当な差別的取扱いをしないこと。

「十一・十二 同上」

「3 同上」

（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）

第二十三条の九の五 「同上」

「一〇十二 同上」

「新設」

<p>において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式（着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。）を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの</p> <p>イ 合意の対象とする接続の形態（当該接続に係る通信の発信、着信及びその他の経由の分担並びに電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を含む。）を具体的に定めるものであること。</p> <p>ロ 第二種指定電気通信設備に着信する通信に係る接続の形態とその対応する第二種指定電気通信設備から発信する通信に係る接続の形態の双方について合わせて合意するものであること。</p> <p>ハ 合意を適用する期間について条件を定めるときは、当該条件を具体的に定めるものであること。</p> <p>ニ 第二種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続に係る通信量その他の数量を合意の条件とするときは、その数量の範囲を具体的に定めるものであること。</p> <p>ホ 他事業者から合意に関する申入れがあつた場合において、当該基準に照らして合意をすることができる認められるときは、合意を拒まない旨及び当該基準に照らして合意をすることができる認められないときは、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が合意に関する申入れを行うこととはしない旨を定めるものであること。</p> <p>ヘ 合意に係る電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用を対象とするものでないこと。</p> <p>ト 合意の対象とする接続において第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の支払額が当該他事業者の接続料の支払額を超過していることを条件とすること、合意をしようとする他事業者の提供する電気通信役務の利用者数を条件とすることその他の不当な差別的取扱いをするものではないこと。</p> <p>[十三・十四 略]</p> <p>[2 略]</p>	<p>[十三・十四 同上]</p> <p>[2 同上]</p>
--	---------------------------------

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第二条 第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成九年郵政省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(会計単位の区分)

第五条 「略」

2 前項の場合において、第一種指定電気通信設備の利用に関する第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門との取引は、法第三十三条第九項に規定する認可接続約款等に記載された当該取引に適用することが相当と認められる接続料(事業者が他の電気通信事業者との間で電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第二十三条の四第二項第十号の四に規定する方式を採用するときは、事業者が当該他の電気通信事業者との間で当該方式を採用しなかつたときに事業者が取得すべき金額)の振替によって整理しなければならない。ただし、当該接続料が認可接続約款等に定められていないときは、接続料規則の規定を準用して算定した金額の振替によって整理しなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正前

(会計単位の区分)

第五条 「同上」

2 前項の場合において、第一種指定電気通信設備の利用に関する第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門との取引は、法第三十三条第九項に規定する認可接続約款等に記載された当該取引に適用することが相当と認められる接続料の振替によって整理しなければならない。ただし、当該接続料が認可接続約款等に定められていないときは、接続料規則の規定を準用して算定した金額の振替によって整理しなければならない。

(第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第三条 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(接続料設定の原則)</p> <p>第十四条 「略」</p> <p>2 前項の接続料に係る収入は、当該接続料を算定する一般法定機能ごとの通信量等(当該一般法定機能に対応した設備等)に関し、他の電気通信事業者との間で事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の四第二項第十号の四に規定する方式を採用するときは、第一種指定電気通信設備と当該他の電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等を含む。以下この項において同じ。」の直近の実績値に当該接続料を乗じて得た額とする。ただし、第八条第二項ただし書又は第十条の規定に基づき接続料の原価を算定した場合は、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。</p> <p>〔3 略〕</p>	<p>(接続料設定の原則)</p> <p>第十四条 「同上」</p> <p>2 前項の接続料に係る収入は、当該接続料を算定する一般法定機能ごとの通信量等の直近の実績値に当該接続料を乗じて得た額とする。ただし、第八条第二項ただし書又は第十条の規定に基づき接続料の原価を算定した場合は、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。</p> <p>〔3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第四条 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(接続料設定の原則)</p> <p>第十一条 「略」</p> <p>2 前項の需要は、当該需要を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める値とする。ただし、当該接続料に対応する設備等に関し、他の電気通信事業者との間で事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第一項第十二号の二に規定する方式を採用するときは、第二種指定電気通信設備と当該他の電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等を含む。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>「3・4 略」</p>	<p>(接続料設定の原則)</p> <p>第十一条 「同上」</p> <p>2 前項の需要は、当該需要を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める値とする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「3・4 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

○総務省訓令第 号

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 鈴木 淳司

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令

電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（審査基準）</p> <p>第 1 5 条 認可は次の各号（協定の認可を行うに当たっては、(1)ア及びイを除く。）のいずれにも適合していると認められる場合に行う。</p> <p>(1) 法第 3 3 条第 4 項第 1 号関係</p> <p>次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。ただし、エについては、<u>他の電気通信事業者との間で施行規則第 2 3 条の 4 第 2 項第 1 0 号の 4 に規定する合意に係るものを定める場合又は特段の事情が認められる場合を除き、電気通信役務に関する料金を負担する利用者が当該料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該料金を定める電気通信事業者として定められていること。</u></p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別</p> <p>オ [略]</p> <p>[(2)・(3) 略]</p>	<p>（審査基準）</p> <p>第 1 5 条 認可は次の各号（協定の認可を行うに当たっては、(1)ア及びイを除く。）のいずれにも適合していると認められる場合に行う。</p> <p>(1) 法第 3 3 条第 4 項第 1 号関係</p> <p>次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。ただし、エについては、<u>特段の事情が認められる場合を除き、電気通信役務に関する料金を負担する利用者が当該料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該料金を定める電気通信事業者として定められていること。</u></p> <p>ア～ウ [同左]</p> <p>エ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別</p> <p>オ [同左]</p> <p>[(2)・(3) 同左]</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

事業者間協議の円滑化に関するガイドライン

平成 24 年 7 月

(令和 元年 5 月最終改定)

総 務 省

1 ガイドラインの目的等

(1) ガイドラインの目的

電気通信事業は、国民生活や産業経済活動に必要な通信サービスを提供する事業であって、高い公共性を有している。同時に、ある電気通信事業者（以下「事業者」という。）のネットワークが他の事業者のネットワークと様々な形で接続されることによって、利用者が総合的かつ多彩なサービスの提供を受けることができるという性質を有している。

このようなネットワークの公共性・重要性に鑑み、ネットワーク同士の円滑な接続を確保することは重要な政策課題となっており、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 32 条においては、ネットワークを有する事業者は、原則として、その設置する電気通信回線設備との接続に関する他事業者からの請求に応じなければならないとされている（接続応諾義務）。

なお、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下「指定設備設置事業者」という。）に対しては、上述の接続応諾義務に加え、そのネットワークの有する不可欠性又は接続協議における優位な交渉力に鑑み、認可又は届出がなされた接続約款によらなければ他事業者との接続に関する協定（以下「接続協定」という。）を締結・変更してはならない義務が課されている。

接続協定は、累次の規制緩和により、認可・届出といった事前規制が廃止されており、双方の合意のみで効力を生じるものとなっている。なお、事後的な担保措置として、業務改善命令や接続等に係る総務大臣裁定等が整備されている。

このような状況にあって、我が国における近年の環境変化に着目すると、イ

インフラ・ネットワーク面では、~~メタル回線から光ファイバへ、交換機を中心に構築されていたPSTN（電話網）からNTTの次世代ネットワーク（NGN）をはじめとするルータやサーバによって構成されるIPネットワークへ移行が進んでいる。~~また、無線系では、LTEに代表されるモビリティ・通信品質等に優れた携帯電話系システムと、WiMAXに代表される高速性・コスト面等で先行する無線アクセス系システムの双方が発展を続けている事前規制の廃止された時期と比較すると、固定通信分野ではFTTHアクセスサービスの普及や固定電話網のIP網への移行等、移動通信分野では移動通信システムの世代交代や仮想化技術の進展等、ネットワークの発展・変化が続いている。この結果、事業者のネットワーク同士の接続形態は、固定・移動の垣根を越えて、多様化・複雑化している。

接続協定の締結に当たっては、上述の規制緩和がなされた趣旨を踏まえると、合意を円滑に形成するため、接続料及び接続条件（以下「接続料等」という。）に関し当事者間で十分な協議が行われることが望ましい。他方、近年の競争環境の変化やネットワークの複雑化・多様化を背景として、事業者当事者間で接続料等について十分な協議がなされないまま接続協定が締結又は変更される事例が発生しており、事後的な紛争手段に移行するケースも生じている。このように事業者間協議による合意の形成が円滑になされない場合には、公正競争の確保が十分になされないおそれがあり、ひいては利用者利便が損なわれる可能性がある。

本ガイドラインは、以上の考え方や事業法第32条の趣旨を踏まえ、事業者間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議のプロセス及び事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するものである。これにより、事業者間協議における予見可能性を高め、そ事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。

なお、本ガイドラインは、上述のような事前規制の緩和・廃止がなされた経緯を踏まえ、新たな事前規制の導入を意図するものではない。また、本ガイドラインは、従前より事業者間協議が円滑に行われており、当事者間で特段その方法を変更する必要性を認識していない場合についてまで、従前の事業者間協議の方法の変更を求めるものではない。

(2) ガイドラインの対象

本ガイドラインは、固定通信事業者と移動通信事業者、指定設備設置事業者と指定設備設置事業者以外の事業者（以下「非指定事業者」という。）等の別を問わず、全ての事業者を対象として、接続に係る事業者間協議を実施する際の指針を示すものである。ただし、携帯電話事業者の接続料等に係る協議及び移動通信事業者とMVNOの間の協議については「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を、併せて参照すること。

なお、指定設備設置事業者は、認可又は届出がなされた接続約款によらなければ他事業者との接続協定を締結・変更してはならないとされているが、接続約款の認可申請又は届出に先立って十分な事業者間協議が行われることは、その後の接続協定の締結又は変更に係る協議の円滑化の観点から望ましい。ただし、事業者間協議の結果合意に至らなかった場合であっても、指定設備設置事業者は認可申請や届出を行うことは可能である。

2 事業者間協議のプロセス

(1) 基本的な考え方

「1(1) ガイドラインの目的」を踏まえ、接続料等を含む接続協定の締結については、まずは当事者間の協議に委ねられるのが原則である。ただし、当事者間において十分な協議を行う促す観点から、事業者は、協議の開始又は再開に当たって、事業者間協議のプロセス（進め方、スケジュール等）について一定の認識を共有することが望ましい。

(2) 事業者間協議のプロセスに係る留意点

① 窓口の明確化・協議の申込み等への対応

事業者は、接続に係る事業者間協議に対応するための窓口を明確化し、これを対外的に公表するとともに、事業者と接続協定を締結する事業者又は接続を希望する事業者（以下「接続事業者等」という。）からの問合せや接続に係る協議の申込み、申請等に対して遅滞なく対応することが望ましい。

② 事業者間協議のスケジュール

事業者は、接続協定を締結又は変更しようとする場合、例えば、接続料の水準のみを変更する場合であれば、接続料の算定に当たっての考え方や算定方法、算定根拠について十分な事業者間協議が行える期間を確保するなど等、その適用予定時期に鑑みて十分な協議が可能な期間を確保して、協定案の内容を接続事業者等に通知し、事業者間協議を開始することが望ましい。

接続料算定に係る業務の都合等により具体的な接続料料金額の変更案の提示からその適用までに十分な期間を確保することが困難な場合は、例えば、接続料の算定に当たっての考え方や算定方法を先行して提示するなど等の方法により、当事者間における予見性の確保と円滑な協議の実施に努めることが望ましい。

③ 協議の内容

事業者間協議に当たっては、まずは接続料の水準及び具体的な接続条件を提示することとなる。

その際、接続料の水準が争点となった場合には、算定に当たっての考え方や算定方法や算定根拠について協議を実施すること等が考えられる。

特に、音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、「3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示」に示した考え方に従い、算定根拠に係る情報開示を相手方に対し行うことが望ましい。

なお、音声接続における「ビル&キープ方式」は、発信側事業者が着信側事業者に支払う接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式であり、事業者間の合意がある場合は、当該精算方式を採用することも可能である。指定設備設置事業者における本方式の採用については、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）において、次の2点について事業者間で双務的に合意されるものと位置付けられており、非指定事業者同士の接続協定においては、これに依らない形でビル&キープ方式を位置付けることも可能であるが、事業者間協議の簡素化等の観点から、この位置付けを参考とすることが望ましい。

・ 発信側事業者が電気通信役務を提供する区間の料金設定権は発信側事業者

が有し、着信側事業者が電気通信役務を提供する区間の料金設定権は着信側事業者が有すること。

- ・ 発信側事業者は発信側事業者の利用者に、着信側事業者は着信側事業者の利用者に利用者料金を請求すること。なお、着信側事業者が着信側事業者の利用者に請求する利用者料金については基本料（回線単位料金）として請求すること。（料金体系上、「基本料」という名称の料金を定めなければビル&キープ方式を採用できないという趣旨ではない。）

3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示

(1) 基本的な考え方

音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に立つことから、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当である。

(2) 情報開示の方法等

上記の基本的な考え方から、上記のような接続形態において、一方の事業者が他方の事業者と異なる水準の接続料を設定する場合であって、接続料の水準について当事者間で十分な合意が成立しない場合には、当該水準の接続料を設定する理由について、必要に応じ、当事者間で守秘義務を課すなどの措置を講じた上で、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行うことが望ましい。

なお、指定設備設置事業者が認可又は届出のなされた接続約款に基づき締結する接続協定も、非指定事業者間の接続協定と同様、当事者間の合意に基づく契約としての性質を有する。したがって、指定設備設置事業者は、当該接続約款の認可又は届出が完了していることや当該認可又は届出に係る手続の過程で総務省への一定の情報開示がなされていることのみをもって、直ちに接続事業者等に対する接続料の算定根拠に係る説明が不要となるものではない。

4 接続に必要なシステム開発等

(1) 基本的な考え方

事業者間でネットワーク同士の接続を行うに当たり、接続の申込み等に係るオペレーションシステムの開発・更改や、接続に際して必要となる機能を具備するための網改造が発生する場合がある。

このようなシステム開発等は、その性質上、多くの場合、コストの負担、技術的な仕様への対応、システムの仕様に合わせた業務フローの構築等が必要となるため、ネットワーク同士の接続を行う事業者双方に影響を与える。このため、これらのシステム開発等に当たっては、その機能や仕様、コスト負担の方法等が一方の当事者によって独自に決定されるべきものではなく、当事者間の協議を踏まえることが望ましい。

(2) 接続の申込み等に係るオペレーションシステムの開発・更改

上記の基本的な考え方から、接続の申込み等に係るオペレーションシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者等に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取することが適当である。また、接続事業者等から求めがある場合には、当該システム開発の必要性や費用対効果、仕様の合理性等について、十分な説明を行うことが適当である。

(3) 接続に際して必要となる網改造

① 網改造費用の検証

事業者間協議において接続に必要な網改造の内容や費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り相手方に情報開示することが望ましい。

② 網改造費用の案分方法等について

複数事業者がネットワークを接続する際、必要となる機能を具備するための網改造を行う場合、システムの仕様や費用負担の案分方法の決定に当たっては、関係事業者間で十分な協議を行うとともに、各事業者の意見を可能な限り反映することが望ましい。その際、例えば、利用の程度（トラヒック比等）が少ない事業者や必要な性能が限定的な事業者にとって著しく不合理なシステムの仕様や費用負担の案分方法が採用されることのないよう留意することが適当である。

5 協議が調わなかった場合の手続

(1) 紛争処理スキームの利用

事業者は、接続協定を円滑に締結するとともに、締結された接続協定の安定的な運用に努めることが望ましいものの、協議が調わなかった場合、当事者は法令の定める紛争処理スキーム（総務大臣による協議命令・裁定及び電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁）を利用することができる。¹

(2) 意見申出制度の利用

接続に関して、事業者の業務の方法に苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる（事業法第172条第1項）。²

(3) 接続料が不当に高額であると認められる場合等について

指定設備設置事業者であるか否かにかかわらず、接続料の水準が不当に高額である場合その他接続の条件が不当であると認められる場合については、事業法第29条第1項に基づく業務改善命令の対象となる場合があることに留意が必要である。また、指定設備設置事業者については、事業法第33条第6項若しくは第8項又は第34条第3項に基づく接続約款変更命令の対象となる場合

¹ 紛争処理スキームに係る手続の詳細については、電気通信紛争処理委員会「電気通信紛争処理マニュアル ―紛争処理の制度と実務―」~~（平成27年12月公表）~~を参照。

² 意見申出制度の詳細については、「電気通信事業分野における意見申出制度の運用に係るガイドライン」を参照。

があることに留意が必要である。

6 その他

総務省は、事業者間協議のプロセス及び事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等の一層の明確化を図っていく観点から、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行っていくこととする。